KANTEI NEWS

vol.180
2026

CONTENTS

倫理綱領
1 会長挨拶
2 理事会開催報告
4 研修実施予定
5 損害鑑定フォーラムの案内
6 メンタルヘルスケアの案内
8 会員情報

公益社団法人 日本損害鑑定協会

鑑定協会　倫理綱領

（2021 年 3 月 25 日　理事会承認）

◆前文

公益社団法人　日本損害鑑定協会（以下「本会」という）は、多発する自然災害をはじめとするさまざまな事故によって発生した損害に対して、公正且つ迅速な損害鑑定を推進し国民生活の安定・向上に貢献することを目的として事業を展開する。

そのために、会員及び会員に所属する損害鑑定人（以下「損害鑑定人」という）は、鑑定技能及び鑑定品質の向上に資する調査、研修に取り組むとともに、損害鑑定の健全な発展と社会生活の安定に資する公正・誠実・迅速な業務遂行を行う役割を担っている。

このような目的や役割を実現するにあたり、会員及び損害鑑定人は、損害を鑑定する専門家としての高度な知識、豊富な経験及び高いスキルを培うことで、公正且つ誠実な高い倫理性が求められる。そのため、会員等は、自らを律するとともに、社会の期待に応えるべく、ここに倫理規程・行動規範を定めるものとする。

倫　理　綱　領

第1条（使　命）

会員及び損害鑑定人は、公正・誠実・迅速な損害鑑定を行うことにより、健全な損害鑑定の実現と社会生活の安定に資することを使命とする。

第2条（使命の自覚）

会員及び損害鑑定人は、前条の使命を自覚しその達成に努める。

第3条（独立性及び信義誠実）

会員及び損害鑑定人は、職務上のあらゆる人間関係において、独立性を保ち信義に従い倫理的及び誠実に振る舞う。

第4条（法令等の遵守）

会員及び損害鑑定人は、各種法令等を遵守し、法令及び実務に精通するよう努める。

第5条（品位の保持）

会員及び損害鑑定人は、平素から常に人格形成と品位の保持に努める。また専門知識の研鑽及び実務経験の蓄積に努めると共に、本会が主催する研修に積極的に参加し、自己研鑽を重ね損害鑑定の品質の向上を図る。

第6条（信用の維持）

会員及び損害鑑定人は、業務を公正かつ誠実に行い、常に謙虚な姿勢を保持することにより、信用の維持に努める。

第7条（公益活動）

会員及び損害鑑定人は、その使命に相応しい公益活動に積極的に参加し、実践するように努める。

President's Message

会長挨拶



会長
田中 公成

会員並びに関係者の皆さまにおかれましては、日頃より協会の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今夏は、7月28日に熊本県で最大震度7を観測した「令和8年熊本地震」、8月13日から連続で発生した「令和8年8月千葉豪雨」をはじめ、北陸、東海など各地で記録的な大雨による被害が相次ぎました。被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

日本損害保険協会の公表によりますと、8月28日現在、熊本地震に係る地震保険の事故受付件数は約11万件、支払保険金は約237億円、千葉豪雨では各種損害保険の事故受付件数が約3.2万件、支払保険金は見込みを含め約354億円にのぼっています。熊本地震での調査完了率は約3割にとどまっており、進んでいるものの、もう少し時間がかかる状況と思われます。

会員の皆さまには、通常業務に加えて被災地への派遣や多数の案件処理にあたっていただいております。厳しい暑さの中で現地調査に臨まれた鑑定人の方々のご尽力に、心より敬意と感謝を申し上げます。

当会としましては、公益目的事業のひとつである「広域災害発生時の公正かつ迅速な損害鑑定の推進」に向け、関係諸団体との協議を引き続き進めてまいります。

さて、「第12回損害鑑定フォーラム」は11月21日に開催いたします。フォーラム実行委員会、ワーキングメンバーが総力を挙げて準備を進めておりますので、ぜひ多くの皆さまのご参加をお待ちしております。

また、来年以降の開始を見据えた損害鑑定人CPD認証制度や各種研修、情報発信の準備も、各委員会で着実に進めてまいりますので、引き続き皆さまには変わらぬご支援、ご協力をお願い申し上げます。

理事会開催報告 2026

9月　定例理事会

【日時】2026年9月16日（水）13:30 ～ 16:30

1.2026年度委員会体制について（協議・決議）

・6月以降に追加、修正を行った委員会があり、重複担当等も生じるがこの体制としたい。教育研修委員会は、研修体系の刷新のため要員が必要であり、理事以外にも参画いただく。

→　全会一致で承認決議

2. 損害鑑定人 CPD 認証制度：今後の運営・スケジュールについて（協議・決議）

・熊本地震、千葉豪雨への対応等で、委員会活動等が延期となっている。2027年4月開始を想定していたが、半年から1年程度は遅らせる方向性とする。本制度は、損害鑑定人個人の継続的な学習を認証することを前提としているが、一定割合以上の認証者を有する会員を特別に示すことなどを、方法や名称含め併せて検討したい。業務経験が15年以上の損害鑑定人は、制度開始時に認証を付与し、CPD ポイントを取得のうえ維持する形態としたい。

・上記事項は従前の会員への説明と異なる箇所があり、丁寧な説明を行ない、会員の意見等も踏まえ、制度設計の検討を深めていく。

→　上記の方向性について、全会一致で承認決議

3. 建築士会対応 / 今後の進め方について（協議・決議）

・関係機関の見解、これまでの協議を踏まえ、損保協会より覚書の取扱い等について、ふたつの案の打診を受けている。

・ひとつめの手上げ方式の提案は採用しない。ふたつめの理念型の覚書を作成する案では、覚書等の具体的な記載内容がわからず、文案を確認のうえ、再考する必要がある。

→　文案の提示を依頼のうえ、確認後に再協議することへ、賛成多数で承認決議

4. 教育研修の担当事項、下期・次年度スケジュール等について（協議）

・ASC 研修は、講座ごとに担当委員を決め、オブザーブのうえブラッシュアップを進める。2027年度のベーシック、スタンダードは、講座構成等は踏襲するが新委員でオブザーブ予定。

・地震保険に関しては、改訂した内容に基づく研修実施が可能となるよう準備が必要となる。2026年10月以降に着手するが、次回理事会である12月には、一定の進捗後の事後報告となることは理解願いたい。2027年度の地震保険損害認定基準研修は、木骨系は改訂を踏まえた講座へ変更、非木骨系は従来どおりの講座を実施する。非木骨系は東京、大阪のみの実施だが、木骨系は改訂の初年度でもあり、開催地、頻度は多くすることを検討していく。

5. 委員会報告・情報共有（報告）

（１）総務委員会

次の４つ課題を優先対応とする。

①ランサムウエアの対策…小規模事務所は対策がとれていない可能性もあり、当会として支援できることはないかアンケートを取る、的確な研修実施等を検討していく。

②入会時の推薦制度…時世に合わせた改定の必要性等を検討していく。審査協議に総務委員会が入ることなど検討していく。

③広報活動…社会的立場の向上を目指した対外的 PR 等を検討していく。

④会費・業務委託費…現状や実態を踏まえ再考していく。

労働施策総合推進法の 10/1 改正によるカスタマーハラスメント対策実施義務を踏まえ、周知、教育のため、教育研修委員会との連携のうえ、弁護士による研修を実施することを調整している。

（２）フォーラム実行委員会

予定どおり、11/21（土）の開催で準備を進めている。WG のテーマは「AI 時代」「LIB」で確定。

（３）総合企画委員会

①女性鑑定人 WG

新メンバーで始動のうえ第１回 WG を実施。男女を問わず、経験年数 10 年以下の若手鑑定人の悩み等を、中間管理職といった上司に理解いただくことが中核となる見込み。

②海外担当

CILA の年次総会カンファレンスが予定されており、FUEDI 会長と面談する。

研修実施予定

【 今後の研修開催予定 】

今年度の ASC 研修アドバンスとして、4 つの講座の実施を予定しています。
ASC 研修アドバンスは、損害鑑定人の経験年数等を問わず受講が可能です。
いずれも、専門団体や専門家に講師を依頼し、実務に直結、または関連知識として習得が好ましい講座を準備しています。

研修名	概要	日時
ツーバイフォー工法（枠組壁工法）	ツーバイフォー工法の特徴（高い耐震性・耐火性）や在来軸組工法との構造上の違いといった、ツーバイフォー工法の基礎知識を習得する。	2026年12月10日（木） 13:30 ～ 16:30
カスタマーハラスメント対応	カスタマーハラスメントの考え方、遭遇した場合の対処法、労働施策総合推進法の 10月1日の改正を踏まえた対応、といった知識を習得する。	2026年12月18日（金） 13:30 ～ 15:00
不測かつ突発的な事故の考え方	約款に定める同項目について、判例や学説を中心として、学術的観点からどのような事象を示し、どのように解釈すべきかを習得する。	2027年1月27日（水） 14:00 ～ 16:00
利益損害の考え方と算出手順	鑑定人が遭遇することの多い業種を題材として、利益損害の考え方とともに、製品や半製品といった製造原価の算出手法等を習得する。	2027年2月9日（火） 13:30 ～ 16:30

※いずれも受講形態は、Web での受講です。
※「ツーバイフォー工法（枠組壁工法）」、「カスタマーハラスメント対応」は、申込みを受付中です。「不測かつ突発的な事故の考え方」と「利益損害の考え方と算出手順」は、12月から 1月に申込みを受付ける予定です。

損害鑑定フォーラムのご案内

毎年開催している損害鑑定フォーラムは、第12回を迎えます。
今年は 11/21（土）に、御茶ノ水ソラシティ・カンファレンスセンターにおいて、13時開始で開催いたします。（開場は 12時となります）
会場参加、Web 視聴については、所属鑑定会社の代表者またはイベント等の担当者へお問い合わせください。



メンタルヘルスケアサービスのご案内

当会は、会員会社所属の損害鑑定人の皆さまにご利用いただけるメンタルヘルスケアサービスを契約しています。プライバシーは守られたうえで（名前、ご相談内容等、皆さまの個人情報は所属の鑑定会社に開示されません）、悩み等を専門のカウンセラーに、電話でご相談いただくことができます。相談内容は、業務に限らず私的な相談もお受けしますし、相談は、会員会社所属の鑑定人に限らず、配偶者や損害鑑定人の被扶養者（18歳以上）もご利用になれます。詳細は、会員専用ホームページの「福利厚生」をご参照ください。
今回は**「リラックスのコツ」**を紹介いたします。
会員専用ホームページの「福利厚生」には、他のトピックスも掲載していますのでご参照ください。

リラックスのコツ

日常の業務や生活においては、神経が張り詰めていたり、緊張する時間が多くあるなど、ストレスや疲れが溜まりやすい環境にあります。
人の身体は、活動モードの「交感神経」とリラックスモードの「副交感神経」がバランスを取り合っており、ストレスが続くと交感神経ばかりが働き、心拍数の上昇や睡眠の質の低下を招きます。心身の回復には、意識的に副交感神経を優位にする「リラックスする時間」が必要です。

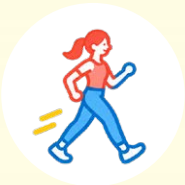
1 食事と運動

身体を整えリラックスするには、「食事」と「運動」は大きなポイントです。



● 食事

幸せホルモンといわれる「セロトニン」の材料となるタンパク質（卵・大豆・肉・バナナなど）や、抗ストレス効果があるといわれるビタミンC（キウイ・パプリカなど）を摂りましょう。温かいハーブティーなどのノンカフェイン飲料は、体を温めて副交感神経を刺激し効果的です。



● 運動

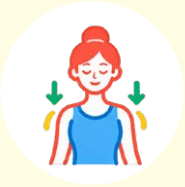
ウォーキングなどリズムの良い軽い運動を5分～20分行うと、「セロトニン」が分泌されます。時間がなければ、肩の上げ下げや首回しなどの簡単なストレッチでも、筋肉の緊張がほぐれて血行が良くなり、効果があります。

② 日常的にできる手軽なリラックス法



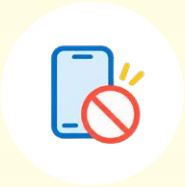
● 深呼吸（腹式呼吸）

3秒かけて鼻から息を吸い、6秒かけて口から細く長く吐き出します。
3 ～ 5回繰り返すだけで、副交感神経が優位になり心拍数が落ち着きます。



● 筋弛緩法

両肩を耳へ近づけるようにギュッと力を入れて 5 ～ 10秒キープし、その後一気に「ファー」と脱力します。数回繰り返すと肩や首のコリが和らぎます。



● 就寝前のデジタルデトックス

スマホなどのブルーライトは睡眠ホルモンの分泌を妨げるといわれています。就寝 1 時間前には画面を見るのを控え、目と脳を休ませましょう。

③「3つの R」

疲れをため込まないために、次の 3 つの行動を意識してみましょう。



Rest（休息）
疲れる前にこまめに休み、
睡眠をしっかり取る。



Recreation（気晴らし）
趣味に没頭して
仕事から離れる。



Relax（リラクゼーション）
深呼吸やストレッチで
緊張をほぐす。

就寝前はスマホを見ない、休憩時に深呼吸をするなど、ひとつだけでも試してみましょう。
ひとつでも続けることが大切で、身体の変化を感じることができるようになります。
毎日の鑑定業務や日常生活に、ベストな状態で臨む一助となれば幸いです。

■支社支店支所所在ビル名の変更

（2026年9月1日）
株式会社三立鑑定　熊本支店
【新住所・ビル名】　〒960-0801　熊本県熊本市中央区安政町８－１６　オリオンビル８階

公益社団法人 日本損害鑑定協会
2026年11月1日
公益社団法人 日本損害鑑定協会
〒101-8335
東京都千代田区神田淡路町2-9 損保会館12階
TEL03-3254-6454
https://www.laaj.or.jp/